



遺産分割協議(2)

今回は前回に引き続き、遺産分割協議に関し、遺産の範囲について説明します。遺産分割協議の対象となる財産で特に問題となるのは特別受益です。

特別受益とは、亡くなった人から、相続人が遺言で贈与を受けたり、生前に、結婚、養子縁組、生計の資本として贈与を受けた場合の財産です。相続のときには、亡くなった人の死亡時の財産だけでなく、このような財産も相続財産とみなして相続分を計算します。そうしないと、遺言や生前に贈与を受けた人が優遇されることになり、公平を欠くことになるからです。

特別受益となるものについて主なものを説明します。

- (1) 遺言により受けた贈与
- (2) 他の相続人により特に多く贈与を受けた子供の結婚に関する費用やその時贈与された金銭や物品
- (3) 他の相続人により特に多く援助を受けた専門教育、大学教育の学資
- (4) 生前に贈与を受けた不動産
- (5) 不動産の購入や建物の建築資金として贈与を受けた金銭
- (6) 借金返済のため贈与を受けた金銭
- (7) 相続人の一人が受けとる生命保険金。なお生命保険金は相続財産ではないので、特別受益になるか否かで判例も分かれています。公平という点からはこれにあたるとして検討すべきでしょう
- (8) 法律や契約で妻が受取人と指定された死亡退職金。なお、これも相続財産ではないので、特別受益となるか否かで判例も分かれています。公平という点からこれもあたるとして検討すべきでしょう

それでは、ある贈与が特別受益と認められる場合その評価時期はどうでしょうか。

これについては、贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきとされています。すなわち、一般的に相続開始時が評価基準時となります。従って、30年前に100万円の贈与を受けていた場合、現在その貨幣価値等が2倍になっているとすれば、その贈与の特別受益は200万円として評価されることとなります。

遺産分割協議においてはこの特別受益を忘れがちなので、この点にも留意して遺産分割協議を進めるべきでしょう。